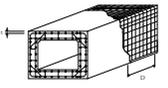
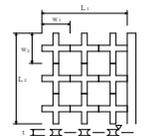
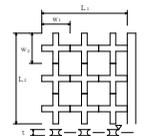
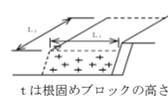
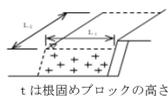
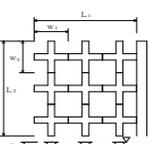
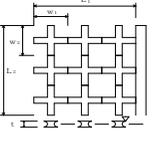
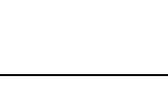
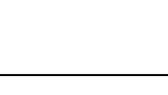
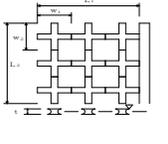
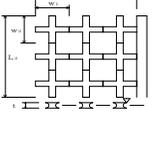
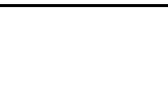
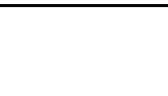


新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改正（令和6年4月1日）										現行（令和5年4月1日）														
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由
1	3	7	4		組立て	鉄筋コンクリート	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$	1-3-7-4		1-3-7-4	土木部に準拠											
							かぶり t	設計かぶり ±φ かつ 最小かぶり	D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上、下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。															
3	1	3	16		根固ブロック工	層積	基準高▽	±100		3-1-3-16	3 林業土木工事共通編 1 一般施工 3 共通の工種	3 林業土木工事共通編 1 一般施工 3 共通の工種	根固ブロック工 層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		3-1-3-16	土木部に準拠					
							厚さ t	-20																
							幅 W ₁ , W ₂	-20																
							延長 L ₁ , L ₂	-200																
乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3 林業土木工事共通編 1 一般施工 3 共通の工種	3 林業土木工事共通編 1 一般施工 3 共通の工種	根固ブロック工 乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-16	土木部に準拠											
	延長 L ₁ , L ₂	-t/2																						
4	2	5	3		根固ブロック工	層積	基準高▽	±300		4-2-5-3	4 治山防崩工 2 突堤 5 根固工	4 治山防崩工 2 突堤 5 根固工	根固ブロック工 層積	基準高▽	±300	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		4-2-5-3	土木部に準拠					
							乱積	±t/2																
							厚さ t	-20																
							幅 W ₁ , W ₂	-20																
乱積	層積	-t/2	1施工箇所毎		4 治山防崩工 2 突堤 5 根固工	4 治山防崩工 2 突堤 5 根固工	根固ブロック工 乱積	層積	-t/2	1施工箇所毎		4-2-5-3	土木部に準拠											
	乱積	-t/2																						
6	3		3		消波ブロック工	層積	基準高▽	±300		4-2-6-3	1 共通編 2 土工 6 消波工	1 共通編 2 土工 6 消波工	消波ブロック工 層積	基準高▽	±300	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		4-2-6-3	土木部に準拠					
							乱積	±t/2																
							厚さ t	-20																
							幅 w ₁ , w ₂	-20																
乱積	層積	-t/2	1施工箇所毎		1 共通編 2 土工 6 消波工	1 共通編 2 土工 6 消波工	消波ブロック工 乱積	層積	-t/2	1施工箇所毎		4-2-6-3	土木部に準拠											
	乱積	-t/2																						

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和6年度)】							工種	【現行(令和5年度)】							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	材料 その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	土木部に準拠
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○			土木部に準拠						
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○			誤植 土木部に準拠						
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○			新規追加 土木部に準拠						
セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	新規追加 土木部に準拠											
	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 立方未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合は50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		訂正 土木部に準拠										
施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		試験頻度の記載の追加 土木部に準拠						

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和6年度)】							工種	【現行(令和5年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（再生クラッシュラン及びクラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上、アスファルト再生クラッシュランは修正CBR40%）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 ^t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100 ^t 以上、3,000 ^t 未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 ^t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100 ^t 以上、3,000 ^t 未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	土木部に準拠
	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・再生クラッシュラン及びアスファルト再生クラッシュランにおいては、再生クラッシュラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 ^t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100 ^t 以上、3,000 ^t 未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 ^t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100 ^t 以上、3,000 ^t 未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	土木部に準拠	
	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュラン等に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 ^t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100 ^t 以上、3,000 ^t 未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 ^t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100 ^t 以上、3,000 ^t 未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	○	土木部に準拠	
11 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 ^t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100 ^t 以上、3,000 ^t 未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	11 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 ^t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100 ^t 以上、3,000 ^t 未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	土木部に準拠
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			フィラーの水分試験				JIS A 5008	1%以下			○		
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		土木部に準拠	

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和6年度)】							工種	【現行(令和5年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	ク製 ス造 トブ コラン ク ト リ ー J I S を マ ー ク す る 場 合 は 除 か れ た レ ヂ ェ イ ミ	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格要領（公称容量）の場合： コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年 以上	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以 上の試験、またはレディーミキスト コンクリート工場の品質証明書等 のみとすることができる。	○	ク製 ス造 トブ コラン ク ト リ ー J I S を マ ー ク す る 場 合 は 除 か れ た レ ヂ ェ イ ミ	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格要領（公称容量）の場合： コンクリート中のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏 差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年 以上	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以 上の試験、またはレディーミキスト コンクリート工場の品質証明書等 のみとすることができる。	○	土木部に準拠	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート内のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート内の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下							連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下					○
18 吹付工	材料	その他（JISを使用する場合を除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月 以上及び産地が変わった場 合。	/	○	18 吹付工	材料	その他（JISを使用する場合を除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月 以上及び産地が変わった場 合。	/	○	土木部に準拠
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、 フェロニッケルスラグ細骨材、銅 スラグ細骨材の規格値については 摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及 び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラ グ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラ グ骨材-第2部：フェロニッケルス ラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラ グ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラ グ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ 骨材） <u>JIS A 5011-5（コンクリート用スラ グ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ 骨材）</u> JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、 フェロニッケルスラグ細骨材、銅 スラグ細骨材の規格値については 摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及 び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラ グ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラ グ骨材-第2部：フェロニッケルス ラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラ グ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラ グ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ 骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	土木部に準拠	
18 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と 午後にもたがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場 合は、午後の試験を省略する ことができる。（1試験の測 定回数は3回とする）試験の 判定は3回の測定値の平均 値。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミキ ストコン クリート工場の品質証明書等のみと することができる。1工種当りの総 使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験方 法」（JSCEC502-2018, 503-2018）ま たは設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物 の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除 く工種とする。（橋台、橋脚、杭類 （場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上 部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工 （高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋 管、水門、水路（内幅2.0m以上）、 護岸、ダム及び堰、トンネル、舗 装、その他これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工種）	○	18 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と 午後にもたがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場 合は、午後の試験を省略する ことができる。（1試験の測 定回数は3回とする）試験の 判定は3回の測定値の平均 値。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回 以上の試験、またはレディーミキ ストコン クリート工場の品質証明書等のみと することができる。1工種当りの総 使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験方 法」（JSCEC502-2018, 503-2018）ま たは設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物 の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除 く工種とする。（橋台、橋脚、杭類 （場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上 部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工 （高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋 管、水門、水路（内幅2.0m以上）、 護岸、ダム及び堰、トンネル、舗 装、その他これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工種）	○	土木部に準拠

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和6年度)】							工種	【現行(令和5年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法砕工	材料	クその他トをJ使用する場合表示は除かれたレディミクストコン	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	材料	クその他トをJ使用する場合表示は除かれたレディミクストコン	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	土木部に準拠	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)						JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)					JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
19 現場吹付法砕工	施工	その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	19 現場吹付法砕工	施工	その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	土木部に準拠
25 コンクリートダム	材料	クその他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	25 コンクリートダム	材料	クその他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	土木部に準拠

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工 種	【改正(令和6年度)】							工 種	【現行(令和5年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘 要	試験成績表等による確認
25 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		25 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		土木部に準拠
33 植栽工	材料	必須	外観検査(樹木(樹姿))	目視	別表1「 <u>樹木の品質規格表(樹姿)</u> 」のとおり				33 植栽工	材料	必須	外観検査(樹木(樹姿))	目視	別表1のとおり				土木部に準拠
			外観検査(樹木(樹勢))	目視	別表2「 <u>樹木の品質規格表(樹勢)</u> 」のとおり							外観検査(樹木(樹勢))	目視	別表2のとおり				
			外観検査(シバ類)	目視	別表3「 <u>シバ類の品質規格表</u> 」のとおり							外観検査(シバ類)	目視	別表3のとおり				
			外観検査(草花類)	目視	別表4「 <u>草花類の品質規格表</u> 」のとおり							外観検査(草花類)	目視	別表4のとおり				
			外観検査(その他地被類)	目視	別表5「 <u>その他地被類の品質規格表</u> 」のとおり							外観検査(その他地被類)	目視	別表5のとおり				

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）VI写真撮影要領（写真撮影管理基準（案））新旧対照表

ページ	項目	改正（令和6年4月1日適用）	現行（令和5年4月1日適用）	改正理由																														
2	2-4 写真の省略	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合には、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督員<u>または現場技術員</u>が臨場して段階確認した箇所、<u>検査職員が臨場して臨時検査した箇所</u>は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。</p>	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合には、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。</p>	<p>標準仕様書に準拠（現場技術員）、検査職員による臨時検査を対象に追加</p>																														
3	撮影箇所一覧表	<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表（全体）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度[時期]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着手前1回 [着手前]</td> <td rowspan="2">工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、工事履行届と同じ媒体（紙又は電子）で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>施工完了後1回 [完成後]</td> </tr> </tbody> </table>	区分		写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度[時期]	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 [着手前]	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、 工事履行届と同じ媒体（紙又は電子） で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 [完成後]	<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表（全体）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度[時期]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着手前1回 [着手前]</td> <td rowspan="2">工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に紙納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>施工完了後1回 [完成後]</td> </tr> </tbody> </table>	区分		写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度[時期]	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 [着手前]	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に紙納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 [完成後]	<p>修正（工事書類電子提出に伴うもの）</p>
区分		写真管理項目			摘要																													
		撮影項目	撮影頻度[時期]																															
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 [着手前]	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、 工事履行届と同じ媒体（紙又は電子） で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)																														
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 [完成後]																															
区分		写真管理項目		摘要																														
		撮影項目	撮影頻度[時期]																															
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 [着手前]	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に紙納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)																														
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 [完成後]																															